

鳥取県土木施設愛護ボランティア表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程（以下「規程」という。）第6条に規定する活動実績の優秀な愛護団体及びこれと同等と認められる活動を行う団体又は個人のうち特に優れた者の表彰について、必要な事項を定めるものである。

(推薦基準及び方法)

第2条 技術企画課長は、規程により登録された愛護団体の中から、参画型ボランティア活動を概ね年3回以上かつ5年以上継続して行った愛護団体（過去5年の間にこの要領に基づく表彰を受けた団体を除く）について、推薦総括表（様式第1号）を作成し、県土整備部長に提出するものとする。

2 前項により選定された愛護団体以外で、特に優れた活動を行った団体又は個人があるときは、所長等（各総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター県土整備局長、各県土整備事務所長、鳥取港湾事務所長又は境港水産事務所長）は、推薦調書（様式第2号）を作成し、県土整備部長に提出することができる。

(審査)

第3条 表彰の対象となる者は、前条の規定により推薦された団体又は個人から、県土整備部内に設置する土木施設愛護ボランティア団体表彰審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て決定する。

2 委員会は、県土整備部長及び次長並びに部内各課長により構成し、委員長は県土整備部長が務めるものとする。

(表彰)

第4条 表彰は、知事が表彰状を授与して行う。

(その他)

第5条 その他この要領に関し必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成16年9月17日から施行する。
(河川愛護団体表彰選考要領の廃止)
- 2 河川愛護団体表彰選考要領は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年8月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正は、平成22年10月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

(様式第2号)

鳥取県土木施設愛ボランティア表彰推薦調書

職 氏名 様

下記の者は、活動実績が特に優秀と認められるので、添付書類を付して推薦します。

年 月 日

推薦者
職
氏名

記

- 1 活動種別 (道路、公園、河川、植栽、海岸、港湾、漁港から選択)
- 2 団体名又は氏名 (団体においては、団体名と代表者名を記載)
- 3 活動人数 (〇〇名)
- 4 活動場所 (県道●●線 〇〇市△△町□□地内等)

活動概要	
推薦理由	作業回数、内容、持続性、その他特記事項を記載

(注) 必要に応じ参考資料を別途添付すること